

国際センター年報

第18号

平成 23(2011)年度

大阪教育大学国際センター

台湾における教育実習の法制と実態

城地 茂

国際センター 国際事業部門

1、緒論

台湾は、日本統治下の教育制度が色濃く残り、それに中国（中華民国）の制度が加わっている。さらに、アメリカの教育制度を取り入れたため、現在の日本との類似点がある反面、相違点も少なくない。台湾の師範教育では、日本統治時代の学校が数多く残っており、似過ぎているという先入観からか、日本では、台湾の教育制度が研究の対象とはなりにくかった¹。

国際化の第一歩は、相互に理解することであるが、アジアの近代化について、教育はいまさら論じる必要もないほど重要である。また、教育制度の充実は、19世紀という科学勃興の時代と相まって、科学史の点からも重要である²。そこで、台湾の師範教育の法制と実態を科学史も含めた観点から報告したい。また、今回の報告では、日本学生支援機構の平成23（2011）年度・留学生交流支援制度（ショートステイ、ショートビジット）プログラムにより、平成23年11月22日より30日まで国立台中教育大学を中心に海外教育実習を行った際の報告も含めたい。また、国立台北教育大学より師資培育暨就業輔導中心発行の『国立台北教育大学実習学生教育実習手冊』ほか資料を提供して頂いた。これらの資料も活用したい。

台湾の教育について、数少ない論考として、科学論の観点から、頭脳還流³の論考がある⁴。ここでは、1990年代後半から、還流する人材が急増し、アカデミックポスト難となる構造が分析されている。また、科学史の観点からは、西欧の近代科学技術パラダイムが、日本へ伝播するが、台湾ではさらに伝播したため、段階的であるべき科学パラダイムが台湾ではスキップし、「パラダイム・スキップ」を起こす過程が述べられた論考もある⁵が、科学の発展と教育制度との類似点は少なくない。

なお、台湾では、デジタル化の進捗は国家的に進められ、法律などは、『全国法規資料庫⁶』で閲覧が可能である。日本では、民間の『中野文庫⁷』がこれに匹敵する。本稿では、これらのデジタル化資料を用い、筆者の体験した実態も合わせて報告したい。

¹ 日本での研究では、ほとんどが日本統治時代のしかも日本語教育の研究が多く、戦後の台湾を扱ったものでは、たとえば、山崎直也（2001）「九年国民教育政策の研究—戦後台湾教育の二面性の起源に関する考察」などが数少ない研究である。また、日本統治時代の日本語教育以外の教育の論考には、城地 茂（2003）「台湾における日本統治時代の珠算教育」などがある。

² たとえば、司馬遼太郎（1986-1996）『この国のかたち』文芸春秋では、「18、19世紀の近代国家の設備としての条件は、大学と鉄道と郵便制度だろう。あるいはこれに病院をいれてもいい。」と述べ、大学を中心とした教育制度を近代国家の条件の筆頭に挙げ、交通・通信医学といった科学技術と同類として論じている。

³ 従来、アメリカなどに頭脳流出した人材が、アジアを中心に還流する現象。母国の経済状況が好転し、高待遇で迎えられようになった。

⁴ 城地茂（2001）「台湾の助理教授の法制と実態：アジアの頭脳環流を軸として」。

⁵ 城地茂・劉伯雯（2010）「日台の高速鉄道公共輸送の比較：パラダイムキャッチアップのタイムラグに見る公共性の差異」。

⁶ 『台湾法規データベース』 <http://law.moj.gov.tw/>

⁷ 『中野文庫』 <http://www.geocities.jp/nakanolib/index.html>

2、台湾の教員養成システム

台湾の教員養成教育は、師範大学と教育大学に大別される。高級中学（高等学校）、高級職業学校（実業高等学校）、国民中学（中学校）の教員は師範大学で、国民小学（小学校）教員は教育大学で行うように棲み分けがなされている。

師範大学は3校で、国立台湾師範大学⁸（台北市）、国立彰化師範大学⁹（彰化県彰化市）、国立高雄師範大学¹⁰（高雄市）である。教育大学は、日本統治時代の師範学校（戦争のため1943年が最後の募集）が、師範専科学校（1945年-1987年）を経て、師範学院（1987年-2005年、単科大学）となったものが多い。師範学院時代は、台北市立師範学院（旧台北第一師範学校（1895年¹¹創立）、台北市）、国立台北師範学院（旧台北第二師範学校（1927年¹²創立）、台北市）、国立新竹師範学院（1940年創立、新竹市）、国立台中師範学院（1927年¹³創立、台中市）、国立嘉義師範学院（1957年創立、嘉義市）、国立台南師範学院（1899年¹⁴創立、台南市）、国立屏東師範学院（1940年創立、屏東市）、国立花蓮師範学院（1947年創立、花蓮市）、国立台東師範学院（1948年¹⁵創立、台東市）の9校であった。筆者が初めて台湾で奉職した1995年は、この師範学院の時期で、まだ安定していた。

その後、2000年に国立嘉義師範学院は国立嘉義技術学院（旧嘉義農林学校）と合併し国立嘉義大学として総合大学となった。師範教育（中等教育司）隷下の大学と職業技術教育司隷下の大学が合併し、高等教育司隷下の大学となった例である。大学再編の先駆けとして、筆者が勤務した国立第一科技大学でも話題になった合併であった。

また、2003年には国立台東師範学院が、2004年には国立台南師範学院が師範教育体系から離脱し、それぞれ総合大学である国立台東大学、国立台南大学となった。

2005年には、残る師範学院も教育大学となり、このうち、2008年に国立花蓮教育大学は、国立東華大学と合併し、国立東華大学美崙キャンパスとなったため、2012年1月現在、教育大学は5校である。

こうした激変があったのは、1994年に『師資培育法』（1994年2月7日、華総(一)義字第0694号令公布）が公布され教員養成が一般の大学にも開放されたためである。また、同法施行以前は、師範体系の学生は公費で養成されていたが、同法第11条¹⁶に、「教員養成は自費を基本とし、公費および奨学金（ローン）などの方法で実施する。公費学生は教員不足の分野あるいは僻地教育を志願する学生を原則とする。」とあるように、基本的に自費となったのである。

「師資職前教育課程」を修了したもの¹⁷が、「実習教師資格者」となり、半年の教育実

⁸ 旧制の台北高等学校（1922年創立）の跡地にある。名目的には、旧制台北高等学校とは別の学校だが、図書館や人的影響は大きい。

⁹ 旧制の彰化青年師範学校（1943年創立）であるが、清代の白沙書院（1745年創立）からの伝統を有している。

¹⁰ 1954年創立の高雄女子師範学校が起源である。

¹¹ 1899年に台北師範学校となった。1895年創立の芝山巖学堂、1896年創立の国語学校まで遡ることができる。

¹² 1895年創立の芝山巖学堂、1896年創立の国語学校まで遡ることができる。

¹³ 1899年の彰化師範学校を創立年としている。

¹⁴ 1903年から1918年までは、廃校になっていた。

¹⁵ 1946年に台湾省立台東中学、台湾省立台東女子中学に簡易師範科が設立された。

¹⁶ 原文は「師資培育以自費為主，兼採公費及助學金等方式實施。公費生以就讀師資料科不足之學系或畢業後自願至偏遠或特殊地區學校服務學生為原則。」

¹⁷ 『師資培育法』第7条に規定がある。それによれば、一、師範校院大學部畢業且修畢規定

習を経て¹⁸、「教師資格検定考試¹⁹」に合格してはじめて「教師証書」が取得できる仕組みである。

表1 教師資格検定試験の科目²⁰

免許種別	科目一	科目二	科目三	科目四
幼稚園	国語（中国語）	教育原理と制度	幼児の発達と指導	幼稚園課程と教学
特別支援教育学校	国語（中国語）	教育原理と制度	特別支援教育生徒の評価と指導	特別支援教育課程と教学
小学校	国語（中国語）	教育原理と制度	児童発達と指導	小学校課程と教学
中等学校	国語（中国語）	教育原理と制度	青少年の発達と指導	中等学校課程と教学

教育実習に関しては、『師資培育之大学弁理教育実習作業原則』（教育部 94（2005）年 9 月 7 日台中（二）字第 0940122572 号）に規定がある。

大学の前期に当たる 8 月から翌年 1 月、もしくは後期に当たる 2 月から 7 月に行うが、検定試験が 3 月であるため、前期を選択する大学が多い。教員養成を行う大学では、師資培育センターもしくはそれに相当する全学共同利用センターが行うことが多い。大学の実習指導教員は、最大で 18 名の指導を行うことができる²¹。実習指導教員は、現場に 1 年以上の経験をもつ教員を優先的に選ぶ規定である²²。また、実習生 6 人につき授業時間 1 時間に換算する規定になっている²³。指導事項は、実習生の指導計画の策定、実習生と大学・受け入れ校の調整、実習校での指導（1 回以上）、実習生の大学での研究会を主催または参与、実習生の作業・報告の評価、教案指導、成績評価、その他の事項を指導する²⁴。

一方、実習受け入れ校では、1 名の指導教師が 1 名の実習生を受け持つ規定である²⁵。

教育學分者。二、大學校院教育院、系、所畢業且修畢規定教育學分者。三、大學校院畢業修滿教育學程者。四、大學校院或經教育部認可之國外大學校院畢業 修滿教育部規定之教育學分者。」となっている。台湾内外で大学や大学院を卒業し、教育コースを履修した者である。

¹⁸ 『師資培育法』第 8 条。

¹⁹ 『高級中等以下学校及幼稚園教師資格検定弁法』（2003 年 7 月 31 日発布、教育部台参字第 0920115095 号令）に規定がある。毎年 1 回、冬休み明けの 3 月に筆記試験方式で行われ、各科目平均 60 点以上が合格である。ただし、2 科目（以上）50 点未満があったり、1 科目でも 0 点があると不合格になる規定である（第 8 条）。

²⁰ 『高級中等以下学校及幼稚園教師資格検定弁法』第 5 条附表より抜粋。

²¹ 『師資培育之大学弁理教育実習作業原則』（教育部 94（2005）年 9 月 7 日台中（二）字第 0940122572 号函）第 13 条。なお、『師資培育法施行細則』（2003 年 8 月 1 日公布、教育部台参字第 0920120568A）第 11 条で大学ごとに規定を定めるように規定されているため、国立台北教育大学では、『国立台北教育大学教育実習課程実施弁法』（2003 年 10 月 28 日全国師範校院研訂「教育実習課程実施弁法」會議通過）第 6 条。全国の教員養成系大学の研究会議の共通認識である。

²² 『師資培育之大学弁理教育実習作業原則』第 11 条。

²³ 『師資培育之大学弁理教育実習作業原則』第 13 条。

²⁴ 『師資培育之大学弁理教育実習作業原則』第 12 条。

²⁵ 『師資培育之大学弁理教育実習作業原則』第 17 条。

受け入れ校の指導教師は、1コマから2コマの授業相当分の勤務とみなされ²⁶、大学から指導教師の任命状もしくは感謝状を受け²⁷、半年以上指導すると褒賞の対象になる²⁸。実習生の実習計画の策定、授業・クラス担任実習の指導、学校事務・研修活動の補助、実習生の心理指導、実習生の作業・報告の評価、授業と総合評価、その他の事項、大学と教育主管機関（教育委員会に相当）の関連活動に参加する規定である²⁹。

実習校では、クラス担任は教室の後方に机が用意されており、教材などを置き、そこで生徒を指導したりもする。実習生もそれに準じて実習を行うしくみになっていた。

実習の評価は、大学側 50%実習校 50%で、60 点以上が合格点である³⁰。実習は少なくとも 1 度は実際に授業を持ちそれが全体の成績の 40%、クラス担任事務が 30%、学校事務が 20%、研習活動 10%の比率で採点することになっているが、ここで不合格になる者はあまりなく、検定試験が関門になっている。この合格率は、2010 年、全国平均で、63.86%であった。2012 年は、国立台北教育大学と国家教育研究院が教育部の委託で実施することになっている。

こうして教師証書を取得した者が、採用試験（甄試）³¹を受験し、教員になるのである。しかし、就職は極めて難しい状況である。これは、台湾が日本以上に少子高齢化が進み、教員の採用が極めて少ないためである。合格率が 1%に達しない場合もあるほど激烈な競争である³²。

今回訪問したのは、国立台中教育大学附属実験国民小学で、その構成は、校長以下、教務主任、學務主任、總務主任、研究主任、輔導主任、幼稚園園長、人事主任、會計主任、教師數 68、行政人員 5、工友 5、護士 1、臨時人員 2 合計 82 名である。これで、小学校 30 クラス、資源クラス（特修クラス） 5 クラス、幼稚園 3 クラスを持っている。

教頭はいないが、この職務に当たるのは、教務主任である。この他の組織は、大学と似ている。大学には、教務処、学生事務処、總務処、研究發展処、人事室、會計室がある事が多いが、それぞれに対応した部局であると言える。しかし、表 2 を見て分かるように、大学教員との待遇差が大きいので、大学教員が校長を兼務するというようなことはなく、校長は、附属学校教員の選挙で選出されるということであった。

²⁶ 『師資培育之大学弁理教育実習作業原則』第 22 条。

²⁷ 『師資培育之大学弁理教育実習作業原則』第 23 条。

²⁸ 『師資培育之大学弁理教育実習作業原則』第 24 条。

²⁹ 『師資培育之大学弁理教育実習作業原則』第 21 条。

³⁰ 『師資培育之大学弁理教育実習作業原則』第 34 条。

³¹ 県レベルで採用試験があるため、複数の試験を受験するため全国を渡り歩く受験生が問題となっている。

³² 2010 年台北市の場合、普通科教師応募 3963 人採用 13 人、採用率 0.328%、英文科教師 837 人採用 11 人、採用率 1.134%、特別支援教育科教師 1095 人採用 24 人、採用率 2.192%、一般体育教師 276 人採用 3 人、採用率 1.087%、水泳教師 180 人採用 3 人、採用率 1.667%、システムエンジニア 237 人採用 10 人、採用率 4.219%、合計 6588 人採用 64 人、採用率 0.971%であった。人口 200 万人を越す大都市で一般教員の採用が 13 名という驚くべき数字である。英語教育、IT 教育や水泳教育には力を入れているが、それにしても 100 倍という競争率になっている。

表2 教育職の給与標準表

官等	等級 (教 育職)	薪 領 33 (教 育職)	職 等 34 (一 般職)	教 授	副 教 授	助 理 教 授	講 師	助 教	中 等 学 校 教 師	小 学 幼 稚 園 教 師	試験 ³⁵ 、 教育部 の 主 な 職	
(特任)		770		年 功 薪 ³⁶								
		740										
		710										
簡任	1	680	14	本 薪	年 功 薪						次長 ³⁷	
	2	650	13			年 功 薪						
	3	625					本 薪	年 功 薪	年 功 薪	年 功 薪		年 功 薪
	4	600	12									
	5	575										
	6	550	11									
	7	525			本 薪							
	8	500	10									
	9	475										
薦任	10	450	9				本薪	年功薪	本薪	本薪	高等考 試1級 博士	
	11	430										
	12	410										

³³ 『教師法』(民国 84 (1995) 年 8 月 9 日 總統華總(一) 義字第 5890 号令公布、最終修正: 民国 92 (2003) 年 1 月 15 日 總統華總一義字第 09200005420 号令) 第 19 条に、教師の「待遇」(給与)には、この「本薪(年功薪を含む)」以外に、職務や学術研究、地域などの「加給」および「獎金」(ボーナス)と規定されている。したがって、同じ等級であっても、教授と副教授・助理教授の学術研究加給は異なり、給与は異なってくる。

³⁴ 職等への換算は、『行政、教育、公営事業人員相互転任採計年資提叙官職等級弁法』(民国 79 (1990) 年 4 月 13 日 考試院(七九) 考台秘議字第 1022 号令訂定發布、最終修正: 民国 88 (1999) 年 11 月 25 日 考試院 88 考台組式一字第 7357 号令)「行政、教育及公営事業人員相互転任採計年資提叙官職等級対照表」による。但し、これには、6 職等までの規定しかないため、5 職等以下は、「現職公務人員改任官等職等対照表」(『現職公務人員改任弁法』(民国 76 (1987) 年 1 月 14 日 考試院(76) 考台秘議字第 0136 号令訂定發布、最終改正: 民国 79 (1990) 年 5 月 18 日 考試院(79) 考台秘議字第 1442 号令) 第 3 条附録)『公立学校教職員叙薪弁法』(1707140013) (行政院 62 (1973) 年 8 月 23 日 台(六二) 政式字第 26453 号函核定、教育部 62 年 9 月 13 日 台(六二) 参字第 23401 号令公布実施)によるが、例えば「警察人員」の俸給の領薪は「教育人員」と同じ体系だが、これでは、「警佐」(委任相当)は 4 階に分かれているなど、若干の差異がある。

³⁵ 『公務員任用法』(1733010001) (民国 38 (1949) 年 1 月 1 日 總統令公布施行、最終修正: 民国 99 (2010) 年 7 月 28 日 總統華總一義字第 09900189121 号令修正公布) 第 13 条。

³⁶ 年功薪とは、実際に支給されるが、待遇的には認められない範囲の給与の事。「助理教授」の場合、給与的には 13 職等 650 まで支給されるが、10 職等待遇という事になる。

³⁷ 日本の次官に相当する。政務次長 1 名、常務次長 2 名があり、いずれも 14 職等である(『教育部組織法』(1203060001) (民国 17 (1928) 年 12 月 8 日 制定、最終修正: 民国 101 (2012) 年 2 月 3 日 總統華總一義字第 10100022781 号令) 第 19 条)。国立大学学長(「校長」)経験者が次長に就任した例もある。

³⁸ 日本の局長に相当する(『教育部組織法』第 20 条)。「院長」(学部長)経験者が、「司長」に就任することもある。なお、副司長は、9-11 職等である。

	13	390	8									
	14	370										
	15	350										
		16	330	7					本薪		高等考 試 2 級 修士	
		17	310									
		18	290									
	委任	19	275	6								高等考 試 3 級 学士
		20	260									
		21	245									
	22	230	5									
	23	220										
	24	210										
		25	200	4								
		26	190									
		27	180									
		28	170	3					高校代用 ³⁹		普通 考試	
		29	160									
		30	150						中学校代用 ⁴⁰			
	雇員	31	140	2								
		32	130									
		33	120						小学校代用 ⁴¹			
		34	110	1							初等考 試 (1 職等)	
		35	100									
		36	90									

3. まとめ

筆者らが、国立台中教育大学附属実験国民小学を訪問したのは 11 月末であったが、実習生にとって現場に立つ最終日ということであった。8 月から翌年の 1 月までが実習期間⁴²である。

従来は、1 年の教育実習であったが、半年に短縮された。しかし、その代わりとして筆記試験に合格する必要が出てきた。また、旧制度では、徴兵時の給与と同じレベル (8000 元) の給与があったが、新制度では無くなっている。むしろ学費として 4 単位相当程度の実習費を納めなければならなくなっている。

まもなく徴兵制が無くなると言われているが、現行では徴兵もしくは「替代役」(軍隊ではなく、警察なども含めた政府系機関で勤務する制度)があり、半年の実習はもちろん、

³⁹ 『公立学校教職員叙薪標準表説明』(教育部 93.12.22 日台参字第 0930171496D 号函修正) 第 12 項に代用教員の給与規定がある。

⁴⁰ 『公立学校教職員叙薪標準表説明』 第 12 項。

⁴¹ 『公立学校教職員叙薪標準表説明』 第 12 項。

⁴² 『師資培育法施行細則』(2003 年 8 月 1 日公布、教育部台参字第 0920120568A) 第 5 条。2 月から 7 月までの後期も可能である (同第 5 条) が検定試験が 3 月にあるため前期が多い。

検定試験の受験も大変である。これらは、国防部、内政部と役務が異なるが、それぞれ配慮がある。実習に関しては、実習期間中は入営を猶予する規定がある⁴³。

このように台湾の教育実習制度は法制化が進んでいるが、上述のように採用試験が極めて難しく、非常勤になるしかないなどなどになるなど条件はよいとはいえない。しかし、現場の説明では、20才前半で就職できれば、40才台で年金受給資格を得られるため希望者がいる、という状態だそうである。儒教の影響で、教員の社会的地位が高いということもあるかもしれない。しかし、競争率が100倍以上というのはどう見ても異常であり、何らかの政策が必要であろう。

いずれにせよ、台湾の教育実習制度は、期間的にも日本よりはるかに長く、また標準化もされている。そして、日本から交換留学で海外へ行く際に、本学の場合、教育実習のために卒業延期になる懸念がある。特に、本学では教育実習期間が1週間と3週間⁴⁴に分離が検討されているので、そうなると2年卒業延期になる可能性もある。これが、交換留学に飛び立つ大きな足かせとなっているのも事実である。しかし、交換留学期間中に海外で1週間に相当する教育実習が履修可能であれば、問題の多くは解決されることになる。本学が国際化を進める上で、考慮すべき課題であろう。そのときに、台湾への交換留学が教育実習問題の解決に大きく関わってくるはずである。

参考文献

- 山崎 直也 (2001.5) 「九年国民教育政策の研究—戦後台湾教育の二面性の起源に関する考察」『日本台湾学会報』 3:50-69
- 城地 茂 (2001.3) 「台湾の助理教授の法制と実態：アジアの頭脳環流を軸として」『現代台湾研究』 21:149-158.
- 城地 茂 (2003.3) 「台湾における日本統治時代の珠算教育」『台湾応用日語研究』 1:1-24.
- 城地 茂 (2010.3) 「台湾の高等技術教育の法制と実態」『(大阪教育大学) 国際センター年報』 16:14-22.
- 劉 伯雯・城地 茂 (2001.6) 「科技大学における日本語・中国語および英語能力の相関について」『朝陽学報』⁴⁵6:113-128.
- 城地 茂・劉 伯雯 (2010.6) 「日台の高速鉄道公共輸送の比較：パラダイムキャッチアップのタイムラグに見る公共性の差異」、藤田弘夫 (編) 『グローバリゼーションと東アジアにおける公共性の変化』、慶応大学出版会.pp. 143-162 所収。

⁴³ 『応徴役男延期徴集入営事故表』(行政院 96 (2007) 年 4 月 24 日院台防字第 0008291 号令の第 12 類 (「正在政府機關或公營事業機構主辦或委辦為期一年以內之訓練班受訓中者」「政府機關あるいは公營事業機構の主催あるいは委託する 1 年以内の訓練を受けている者」) に該当する。

⁴⁴ 『大学設置基準』(昭和 31 (1956) 年 10 月 22 日文部省令第 28 号、最終改正:平成 22 (2010) 年 6 月 15 日文部科学省令第 15 号) 第 21 条第 2 項の規定によれば、実習 1 単位は 30 時間から 45 時間までの範囲で大学が定める時間となっている。そうすると、4 単位 (『教育職員免許法施行規則』(昭和 29 年 10 月 27 日文部省令第 26 号、最終改正:平成 22 年 3 月 31 日文部科学省令第 9 号) 第 6 条表第 5 欄および同備考第 8 項により高等学校教諭の教育実習は 2 単位 (2 週間程度)、その他の教諭は 4 単位になる) については 120 時間から 180 時間までの範囲になり、最短の 120 時間の場合、1 日 8 時間、週 5 日で 3 週間で可能となる計算になる。

⁴⁵ ISSN 1026-244X. THCI 台湾人文学引用文献資料庫(Taiwan Humanities Citation Index)登録雑誌。